

奈良県告示第百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条の規定において準用する同法第四十九条の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

平成二十四年七月二十日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
松澤 文貴	まつざわ鍼灸整骨院 磯城郡田原本町八尾五八四―五 メゾン 良一〇五号室	平成二十四年五月十八日
村田 望	あいのて天理店 天理市川原城町六三七	平成二十四年六月四日
芳村 朋秋	上牧整骨院 北葛城郡上牧町片岡台二―六―一〇	平成二十四年六月一日
出井 里奈	大和治療院 大和高田市東三倉堂一八―二七	平成二十四年五月十七日
武本 雄基	斑鳩はり・きゆう整骨院 生駒郡斑鳩町興留七―七―九	平成二十四年六月四日
中西 隆之	たいが鍼灸整骨院 橿原市中曾司町一七二番地三〇	平成二十四年五月一日
井出 正人	はる整骨院 橿原市中曾司町一〇七―七〇 パレス一 階	平成二十四年五月一日

藪下洋司	藪下整骨院 生駒郡斑鳩町龍田西四一七―五	平成二十四年六月二十五日
------	-------------------------	--------------